

10年後の東京を見据えた新しい日常におけるバリアフリーの推進について（意見具申）の概要

«本意見具申の意義»

東京2020大会を契機とした都市のレガシーとして、年齢、性別、国籍、個人の能力等に関わらず、誰もが外出や活動を楽しむことができるよう、ハード・ソフト一体的な「ユニバーサルデザインのまちづくり」が社会に浸透することを目指す。

→ 10年後の東京を見据えて、これまでの取組や現状と課題を整理した上で、更なるバリアフリー化の推進に向けた今後の方向性を提言

第1章 都における福祉のまちづくりのこれまでの進展

- 福祉のまちづくりに関連した取組の経緯
福祉のまちづくり条例等関係条例の制定や改正等
- 「福祉のまちづくり推進計画」に基づくまちづくりの推進
計画期間：令和元年度から令和5年度 ※関係各局 120事業で構成
⇒ 令和3年度末までの進捗状況・取組の成果
 - (1) 誰もが円滑に移動できる交通機関や道路等のバリアフリーの更なる推進
 - ・鉄道駅のエレベーター・ホームドア等整備、ノンステップバス、UDタクシー等
 - ・道路の誘導用ブロック・エスコートゾーン等整備、バリアフリー基本構想等
 - (2) 全ての人が快適に利用できる施設や環境の整備
 - ・建築物等における福まち条例等の運用、宿泊施設のバリアフリー化支援等
 - ・公園、公共住宅等でのバリアフリー化
 - (3) 災害時・緊急時に備えた安全・安心のまちづくりの推進
 - ・ヘルプカード作成促進、社会福祉施設の耐震化等
 - (4) 様々な障害特性や外国人等に配慮した情報バリアフリーの推進
 - ・手話のできる都民育成、東京ひとり歩きサイン計画等
 - (5) 都民等の理解促進と実践に向けた心のバリアフリーの推進
 - ・普及啓発ポスターコンクール、サポート企業連携事業、福祉教育等
- 福祉のまちづくりに関する都民の意識調査結果（令和3年度実施）

第2章 国等の動向

- 「障害者権利条約」の批准と国内法の整備
障害者差別解消法、国連による総括所見等
- バリアフリー法の改正等（令和2年5月以降）
各種ガイドラインの改訂、学校施設のバリアフリー化に向けた動き等

第3章 バリアフリー化の推進に向けた課題と方向性

1 東京2020大会を契機として進展した当事者参画の更なる展開

- ◆ 効果的な事例を検証し、取組を行うためのポイント（効果・手法等）を集約
- ◆ 他の地域や事業者等への好事例の波及により、当事者参画の機会を増加

2 共生社会実現に向けた心のバリアフリーの理解促進

- ◆ 老若男女問わず多くの人の理解と実践に繋げるため、多様な人々の生活シーンをイメージ、双方向でのコミュニケーションを意識できるよう、工夫して発信
- ◆ 障害等の当事者・障害のある児童生徒との交流など、学校教育と連携

3 誰でも利用目的どおりに使えるためのハード整備と連動したソフト対策（情報バリアフリー・人的サポート）の充実

- ◆ 誰もが必要な情報をスムーズに入手できるよう、施設種別ごとに必要な情報提供項目を整理・共有し、施設管理者等による自主的な発信等を促進
- ◆ バリアフリー化された施設はもとより、ハード整備が行えない場合も含めて、必要な人的サポートや配慮の工夫を具体化できるよう、各施策を強化

4 生活に身近な建築物等におけるバリアフリー化の推進

- ◆ バリアフリー基本構想等と連動して事業を行なう場合の財政支援策の周知等
- ◆ 鉄道駅でのホームドア等の設置支援、道路管理者が連携したバリアフリー化

5 防災対策や観光施策等におけるユニバーサルデザインの推進

- ◆ 避難所となる学校施設等におけるトイレ等のバリアフリー化・情報伝達等
- ◆ アクセシブル・ツーリズムの更なる普及と気運の醸成